

広島市教育長

糸山 隆 様

安芸地区医師会 会長 白川 敏 夫

安佐医師会 会長 辻 勝 三

広島市医師会 会長 佐々木 博

糸山 隆広島市教育長におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、医師会の会務諸事業に対し、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、少子高齢化や働き方の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がこれまでの社会環境や生活環境を大きく変化させ、子どもの心身の健康に大きな影響を与えています。

こうした中、学校医にはアレルギー疾患及び心の健康課題を有する児童生徒の増加に伴う種々の課題への対応のみならず、新型コロナウイルス感染症の感染対策の指導を行うこと等が求められていますが、医師の高齢化が進んでいることに加え、担い手が減少していることから、学校医一人当たりの負担が増大しています。

三医師会としましては、園児・児童・生徒・教職員の健康保持・増進を図るために、貴会との緊密な連携のもとで、三医師会の会員が園医・嘱託医・学校医・保健管理医として様々な課題に適切に対応し、円滑に学校健診を実施できるような環境を整備することが何よりも重要と考えます。

つきましては、引き続き、広島市域の三医師会が、広島市の地域医療・学校保健・福祉行政に関して共通認識をもち、共に行動することを相互に確認し、ここに合同で要望いたしますので、その実現に向け、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度主要事業に関する要望書

- 1 学校医の待遇改善
- 2 中学校の学校健診におけるピロリ菌の尿中抗体検査の新規採用
- 3 学校健診における整形外科医の役割

1 学校医の待遇改善

学校医の職務については、平成 28 年度より運動器検診及び子どもの健康管理プログラムが定期健康診断に追加されたことや、昨今では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により感染対策の指導や助言を行うこと等、その業務は増加の一途を辿っています。また、心臓検診や尿検診については、検診後に検討委員会を開催し、健診結果で異常が発見された症例を検討するなど、きめ細かな対応をしており、他の市町に誇れる取組を行っています。

昨年度、本市における学校医の報酬額を他の政令市と遜色ないものとなるように見直しの要望をしたところ、耳鼻科の報酬単価を増額していただきましたが、各診療科の報酬額は、令和 2 年度主要事業に関する要望書でお示した大阪や横浜といった他の政令市の報酬額とは今もなお隔たりがある状況です。

現在の広島市立学校の学校医数について、例えば内科では、86 名（令和 3 年 4 月現在）の医師が担っていますが、そのうちの約 3 割は 70 歳以上であり、長年学校医に貢献されている医師によって支えられています。さらに、眼科・耳鼻科においては、少ない人数で担っているため、学校医としてだけでなく、協力医として多数校を掛け持ちすることで、何とか学校健診が成り立っているのが実情です。自院での診療を行いながら、学校医を担当することは大きな負担であり、学校医の担い手が少ない現在の状況がこのまま継続すると、ひとりあたりの兼務学校数が増え、負担増加がさらに深刻化していく悪循環に陥ることは避けられません。

現状を打開して学校医の制度を安定稼働するためにも、報酬額の増額はもとより、児童生徒数による加算や学校までの距離、複数校を受け持つ場合の加算の制度を設ける等、業務量に見合った報酬となるように早急に見直しを行っていただきますと共に、引き続き市域内の医師会が関係する隣接市町における報酬額に格差が生じることがないよう働きかけをお願いします。

また、学校医は、地方公務員法（第 3 条 3 項第 3 号）に規定する非常勤職員とされていますが、この度の、新型コロナウイルス感染症や今後予測される新興・再興感染症への感染や事故等があった際には、医師のみならず所属する従業員の生活にも大きな影響があるため、医師への補償は休業した場合の補償も含めて検討していただきたいと存じます。

については、学校医の報酬額の増額及び補償制度を確立いただき、安心安全に職務に従事できる環境を整備していただくことを要望いたします。

2 中学校の学校健診におけるピロリ菌の尿中抗体検査の新規採用

我が国の胃がんの大半はピロリ菌感染が原因であることが分かっています。ピロリ菌はおよそ 6 歳までに感染し、その後生涯にわたり持続感染します。幼少児期に感染を免れた人は、胃がん罹患する確率は極めて低いと推定されています。このことはできるだけ若い時期の除菌治療が最も有効な胃がん予防対策であることを意味します。

そこで、中学生の学校健診において、ピロリ菌の尿中抗体検査を新規に採用して頂くよう要望します。

3 学校健診における整形外科医の役割

学校保健安全法施行規則の一部改正により、平成 28 年度から運動器疾患を早期発見するための運動器検診が学校健診の必須項目に加えられ、広島市においても児童生徒等の定期健康診断において「脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態」の検査（いわゆる運動器検診）を実施されることになりました。

この検診について、広島市では、内科学校医が事前に保護者が記入する保健調査票を用いて総合的に判定する方式により実施しておりますが、検診の見落としを防ぐ役割でもあった姿勢検診が令和 3 年度から廃止されたことにより、専門外である内科学校医の負担はより高まっています。

つきましては、子どもたちの運動器の異常を早期に発見し、障害を未然に防ぐために、整形外科専門医による運動器検診の実施体制を構築していただきますよう要望します。